

令和3年度

財政援助団体等監査報告書

公益財団法人 川西市文化・スポーツ振興財団

川西市スポーツ・ウェルネス 株式会社

川西市低炭素型複合施設PFI 株式会社

川西市監査委員



令和4年3月25日

川西市長  
越田 謙治郎 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 向山 愛子

川西市監査委員 小山 敏明

#### 財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

#### 記

公益財団法人 川西市文化・スポーツ振興財団  
川西市スポーツ・ウェルネス 株式会社  
川西市低炭素型複合施設PFI 株式会社



# 財政援助団体等監査報告書

(公益財団法人 川西市文化・スポーツ振興財団)  
(川西市スポーツ・ウェルネス 株式会社)  
(川西市低炭素型複合施設 P F I 株式会社)

## 1 監査の基準

地方自治法の規定に基づき、川西市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

- (1) 財政援助団体監査及び出資団体監査（地方自治法第 199 条第 7 項）
- (2) 公の施設の指定管理者監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

## 3 監査の対象

対象団体 公益財団法人 川西市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）  
川西市スポーツ・ウェルネス 株式会社（以下「ウェルネス」という。）  
川西市低炭素型複合施設 P F I 株式会社（以下「キセラ」という。）

所管部局 市民環境部 文化・観光・スポーツ課

### (1) 財政援助団体監査及び出資団体監査

財団における令和 2 年度の出納その他の事務の執行

### (2) 公の施設の指定管理者監査

財団（ ～ ・ ））、ウェルネス（ ・ ）及びキセラ（ ）における 2 年度の  
指定管理業務に関する事務の執行（カッコ内は、下記の ～ 施設番号を記載）

#### ア 社会体育施設等

総合体育館	弓道場	市民温水プール	東久代運動公園
市民体育館	市民運動場		

#### イ 芸術・文化施設

みつなかホール	キセラホール
---------	--------

## 4 監査の着眼点及び主な実施内容

財団、ウェルネス及びキセラに対し、令和 2 年度における財務全般及び指定管理に関する書類の提出を求めるとともに、所管部局の市民環境部文化・観光・スポーツ課に対し、補助金交付関係書類及び指定管理に係る協定書等の関係書類の提出を求めた。

下記の事項を着眼点として関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係者から事情聴取する方法により実施した。

### (1) 財政援助団体監査及び出資団体監査

（財政援助団体及び出資団体側）

- ・ 出資目的に沿った事業運営がされているか。
- ・ 交付された補助金が、交付目的に沿って適正に執行されているか。
- ・ 出納全般に係る処理が会計基準等の諸規定に基づき適正に処理されているか。

( 所管部局側 )

- ・補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- ・補助金の算定及び支出方法、時期、手続等が適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

( 指定管理者側 )

- ・関係法令・協定書・事業計画書等に則って、適正かつ効果的に施設管理業務が履行されているか。
- ・施設管理に係る出納全般の処理が適正に処理されているか。

( 所管部局側 )

- ・業務の履行確認について、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・指定管理料の算定及び支出方法、時期、手続等は適正に行われているか。

## 5 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査委員室、監査委員事務局及び指定管理者施設等

実施日程：令和3年10月28日から4年3月15日まで

## 6 監査の結果

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

しかし、出納その他事務の執行及び指定管理に係る業務の執行について、別項の指摘事項等に記載のとおり、一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい(指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである。 )。

なお、留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

(注) 本報告書における表示方法は、下記のとおりである。

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 文中の金額    | 万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て                        |
| (2) 表中の金額    | 千円単位で表示し、表示単位未満の端数は四捨五入<br>従って、表内の内訳と合計が一致しない場合がある |
| (3) 文中・表中の比率 | 表示単位未満の端数は、四捨五入                                    |

\* 上記の理由により、文中と表中の金額が一致しない場合がある

## 公益財団法人 川西市文化・スポーツ振興財団

### 1 財団の概要

#### (1) 名称、所在地、沿革

- ア 名称：公益財団法人 川西市文化・スポーツ振興財団  
 イ 所在地：川西市火打1丁目1番4号（市総合体育館内）  
 ウ 沿革：財団法人 川西市体育・スポーツ振興事業団（昭和59年10月1日設立）と財団法人 川西市文化財団（平成8年4月1日設立）が、それぞれ、22年11月1日に公益財団法人に移行した後、23年4月1日に合併して財団が設立されている。

財団 沿革表

年月日		名称	
		公益財団法人 川西市文化・スポーツ振興財団	
		(財団法人 川西市体育・スポーツ振興事業団)	(財団法人 川西市文化財団)
昭和	59年 10月	設立	
平成	8年 4月		設立
	18年 7月	市社会体育施設等指定管理者(非公募) (指定期間 18/7/1～21/3/31)	市芸術・文化施設指定管理者(非公募) (指定期間 18/7/1～21/3/31)
	21年 4月	市社会体育施設等指定管理者(公募) (指定期間 21/4/1～26/3/31)	市芸術・文化施設指定管理者(公募) (指定期間 21/4/1～26/3/31)
	22年 11月	公益財団法人へ移行	公益財団法人へ移行
	23年 4月	(上記両法人合併) 公益財団法人 川西市文化・スポーツ振興財団 設立	
令和	26年 4月	市社会体育施設等指定管理者(非公募) (1) 市民運動場・市民体育館 (指定期間 26/4/1～28/7/31) (2) 総合体育館・弓道場・市民温水プール ・東久代運動公園 (指定期間 26/4/1～31/3/31)	市芸術・文化施設指定管理者(非公募) (1) 文化会館 (指定期間 26/4/1～30/9/30) (2) みつなかホール (指定期間 26/4/1～31/3/31)
	31年 4月	市社会体育施設等指定管理者(非公募) 総合体育館・弓道場・市民温水プール ・東久代運動公園 (指定期間 31/4/1～36(令和6)/3/31)	市芸術・文化施設指定管理者(非公募) みつなかホール (指定期間 31/4/1～36(令和6)/3/31)

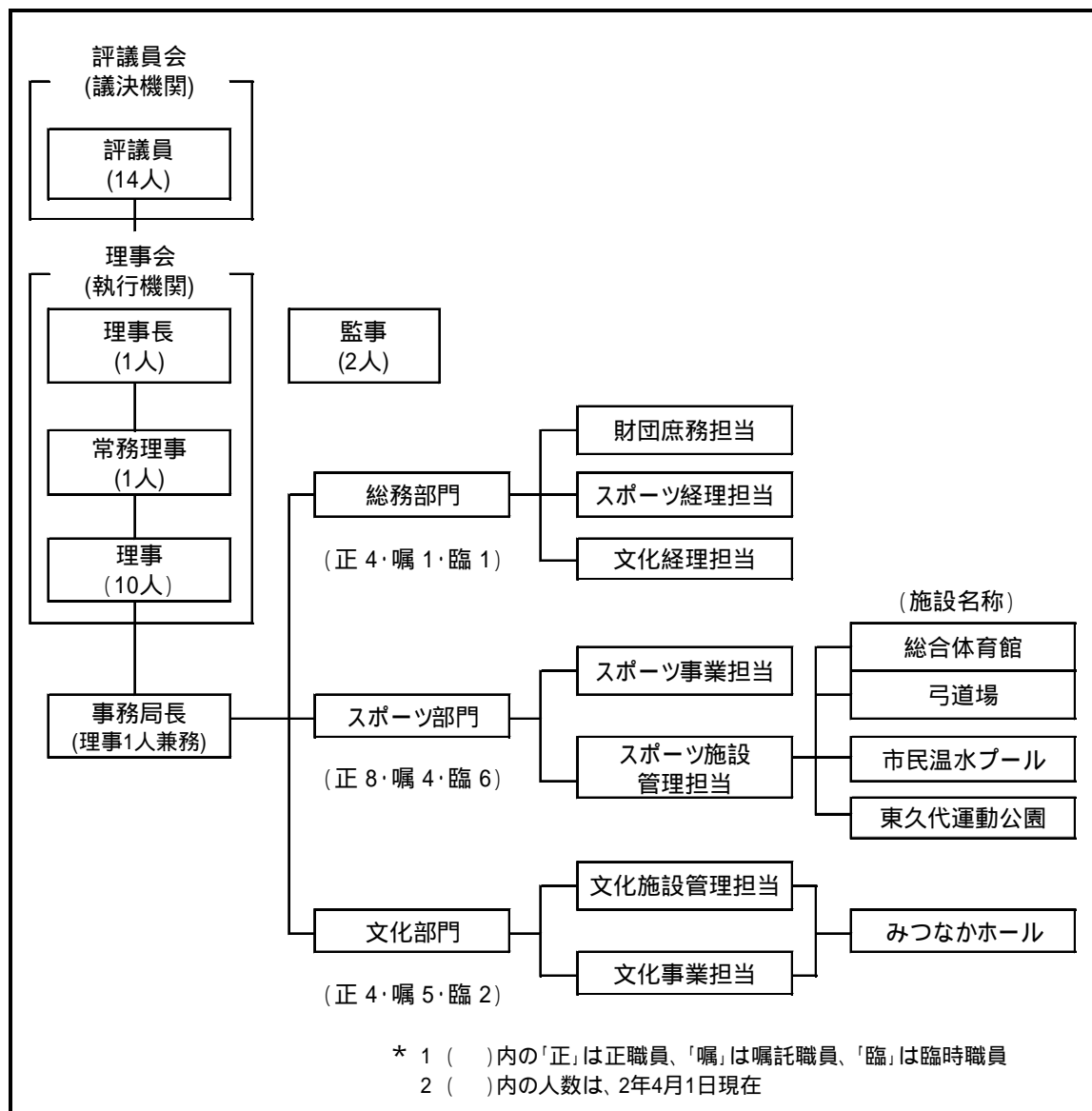
#### (2) 設立目的

財団は、川西市（以下「市」という。）における体育・スポーツ及び芸術・文化の振興に関する事業等を行い、心身ともに健全な市民の育成及び個性と魅力あふれる地域文化の創造に寄与することを目的として設立されている。

#### (3) 組織

財団は、総合体育館（火打1丁目地内）内に事務局を設置しており、組織機構（令和2年4月1日現在）は、次頁の表のとおりである。

組 織 図 (2年度)



財団の組織は、評議員会（理事及び監事の選任・解任、計算書類の承認、定款の変更等の権限を有する議決機関）、理事会（業務執行の決定、理事の職務執行の監督、理事長及び常務理事の選定・解職の権限を有する執行機関）及び監事、並びに事業実施機関である事務局で構成されている。

2年度は、評議員は14人で、このうち、市関係者として、市民環境部長が就任している。役員は14人で、内訳は、理事12人（理事長1人、常務理事1人、理事10人）及び監事2人である。理事には、市関係者として、副市長1人が就任している。

理事会3回（元年度事業報告・収支決算、監査報告等、2年度補正予算、理事長・常務理事の職務執行状況報告等、2年度補正予算、3年度事業計画・収支予算、理事長・常務理事の職務執行状況報告）、評議員会2回（元年度事業報告・収支決算、理事・評議員の選任等、評議員の選任）が開催されている。



#### (4) 職員数

令和2年度末における職員数の状況は、下表のとおりである。

職員数の状況(2年度末)

(単位:人)

所属・施設名等	正職員	嘱託職員	臨時職員	合計
総務部門	4	1	1	6
スポーツ部門	8	4	6	18
総合体育館・弓道場	4	1	1	6
市民温水プール	4	3	1	8
東久代運動公園	0	0	4	4
芸術・文化部門	3	5	2	10
みつなかホール	3	5	2	10
合 計	15	10	9	34

\* 常務理事と、事務局長は理事を兼務しているため、上表には含んでいない。

2年度末の職員数は34人で、内訳は、正職員15人、嘱託職員10人及び臨時職員9人である。部門別では、総務部門6人、スポーツ部門18人及び芸術・文化部門10人である。

職員数の年度別推移は、下表のとおりである。

職員数の推移(各年度末)

(単位:人)

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度 (参考)
正職員	16	15	16	15	16
嘱託職員	11	11	11	10	10
臨時職員	11	9	8	9	9
計	38	35	35	34	35

2年度末の職員数34人は、前年度末に比べ1人減で、内訳では、正職員及び嘱託職員で各1人の減、臨時職員で1人の増となっている。

#### (5) 事業内容

定款第4条に定める事業内容は、下記のとおりである。

- ア スポーツ教室の開設
- イ 芸術・文化鑑賞事業の開催
- ウ 社会体育施設、文化施設等の管理運営の受託
- エ スポーツグループの育成
- オ 地域の芸術・文化活動の育成及び援助
- カ 体育・スポーツ及び芸術・文化に関する調査研究及び情報の収集提供
- キ 川西市の芸術・文化事業の受託
- ク スポーツに関する指導者の養成
- ケ その他この法人の目的を達するために必要な事業

## 2 市との関係

### (1) 出捐の状況

市は、財団法人川西市体育・スポーツ振興事業団の設立時（昭和 59 年 10 月 1 日）に基本財産 1 億円を、財団法人川西市文化財団の設立時（平成 8 年 4 月 1 日）に基本財産 3 億円及び運用財産 1 億円を、それぞれ出捐しており、当該出捐金は、23 年 4 月 1 日両法人の合併により、財団が引継いでいる。

### (2) 財政援助（補助金）の状況

令和 2 年度における市からの補助金収入は 1 億 6,888 万円で、内訳は、スポーツ部門（社会体育施設等）に対する補助金 7,971 万円、文化部門（芸術・文化施設）に対する補助金 8,917 万円である（詳細は 12 P「市補助金収入年度比較表」参照）。

### (3) 事業受託の状況

令和 2 年度では、市所管課（文化・観光・スポーツ課）に係る事業受託業務として、市ゆかりのアーティスト支援業務を開催している。市所管課事業受託収入（事業受託収益）は 550 万円である（詳細は 12 P「市所管課に係る事業受託収入年度比較表」参照）。

### (4) 指定管理受託の状況

令和 2 年度では、市が設置している社会体育施設等 4 施設（総合体育館、弓道場、市民温水プール、東久代運動公園）及び芸術・文化施設 1 施設（みつなかホール）の合計 5 施設について、市から指定管理者制度に基づく指定管理者の指定（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）を受けている。

指定期間は、元年度から 5 年度までの 5 年間で、2 年度の指定管理料総額は 2 億 4,167 万円である。

### 3 事業概要

令和2年度における主な事業概要は、下表のとおりである。

主な事業概要(2年度)

事業区分	主な事業内容
<b>1 スポーツ部門</b>	
1 スポーツ教室等の開催	
1 スポーツ教室の開催	各施設でのスポーツ教室開催（ジュニアスポーツ、親子体操、キッズトレーニング、水泳教室、水中ウォーキング、エアロビクス、ストレッチ等）
2 スポーツイベントの開催	3on3(3人制ストリート・バスケットボール)の開催中止
3 スポーツグループの育成	いきいきシニア体験会（水中ウォーキング、ストレッチ等）
4 体育・スポーツに関する調査研究及び情報提供	関係協会主催の講習会等参加、市事業への講師派遣
2 社会体育施設等の管理運営受託事業	
1 社会体育施設等の管理運営受託	総合体育館、弓道場、市民温水プール及び東久代運動公園の管理運営受託
2 社会体育施設利用者アンケートの実施	利用者500人を対象に施設備品の充実度、施設内の環境状況、及び接遇面における満足度並びに改善要望等の調査
<b>2 文化部門</b>	
1 芸術、文化鑑賞事業の開催	
1 クラシック音楽	みつなかベストクラシックス（ピアノ・リサイタル 計2公演）
2 寄席	かわにし寄席（桂米朝一門会）
3 能楽	かわにし能（仲光・土蜘蛛）
4 映画	みつなか名画シアター（～不朽の名作 いま再び～）
5 児童・家族向け催事	0歳児から楽しめる親子のための舞台芸術～オペラ編、名曲コンサート
2 地域の芸術、文化活動の育成及び援助	
1 住民の芸術、文化活動の発表機会提供事業	川西音楽家協会定期演奏会、関西フィルハーモニー管弦楽団特別演奏会
2 住民の芸術、文化活動への自発的参加促進事業	みつなか文化セミナー、みつなかオペラ、中学校への芸術家等派遣事業、サロン・コンサート
3 芸術、文化に関する情報の収集及び提供	
1 情報紙の発行	財団ニュース「アンサンブル」の発行（月刊誌）
2 友の会事業	個人会員・法人会員に対する主催公演チケットの割引販売、電話予約、財団ニュース郵送等
3 ホームページやFacebook(SNS)による情報提供と発信	財団ホームページでの公演案内、入場券発売日の告知、残席状況、当日券の有無等の情報提供
4 芸術、文化に関する催し物情報の収集及び提供	みつなかホールに、自主事業、貸館事業及び近隣ホールの案内チラシを設置、公演ポスター等の掲示
4 市の芸術、文化事業及び文化施設の管理運営受託	
1 公演事業受託	市ゆかりのアーティスト支援業務
2 受託施設	みつなかホールの管理運営受託
5 その他目的を達成するために必要な事業	
1 共催事業(1団体1件)	津軽三味線（主催者：オフィス輝&輝）
2 後援事業(4団体4件)	クラシック&ポップスコンサート（オフィス・ナウ）無観客で実施
3 職業体験事業(1団体1件)	インターンシップ（大阪音楽大学）

#### 4 決算概要（令和2年度）

財団の会計は、公益法人会計基準（2年5月15日改正）に準拠して処理されており、貸借対照表及び正味財産増減計算書（以上が同会計基準に基づく財務諸表）、財産目録、資金収支計算書等が作成されている。

##### (1) 貸借対照表

過去3か年における資産、負債及び正味財産の状況の推移は、下表のとおりである。

貸借対照表 年度比較表

(単位：千円・%)

科目	30年度	元年度 (B)	2年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
<b>資産の部</b>					
1 流動資産	70,755	70,783	88,629	17,846	25.2
現金	1,277	648	866	218	33.6
当座預金	30	19	8	11	57.9
普通預金	50,843	49,765	62,325	12,560	25.2
定期預金	10,000	10,000	10,000	0	0.0
未収金	8,303	10,055	15,176	5,121	50.9
前払金	301	295	253	42	14.2
立替金	0	0	0	0	-
2 固定資産	500,239	500,155	500,071	84	0.0
基本財産	400,000	400,000	400,000	0	0.0
投資有価証券	399,760	399,840	399,920	80	0.0
普通預金	240	160	80	80	50.0
特定資産	100,000	100,000	100,000	0	0.0
投資有価証券	100,000	100,000	100,000	0	0.0
その他固定資産	239	155	71	84	54.2
投資有価証券	239	155	71	84	54.2
<b>資産合計</b>	<b>570,994</b>	<b>570,938</b>	<b>588,700</b>	<b>17,762</b>	<b>3.1</b>
<b>負債の部</b>					
1 流動負債	40,269	39,893	59,474	19,581	49.1
未払金	36,060	36,003	57,081	21,077	58.5
前受金	515	2,118	20	2,098	99.1
預り金	1,039	831	1,173	342	41.2
受託事業預り金	2,655	940	1,200	260	27.7
<b>負債合計</b>	<b>40,269</b>	<b>39,893</b>	<b>59,474</b>	<b>19,581</b>	<b>49.1</b>
<b>正味財産の部</b>					
1 指定正味財産	400,000	400,000	400,000	0	0.0
出損金	400,000	400,000	400,000	0	0.0
指定正味財産合計	400,000	400,000	400,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(400,000)	(400,000)	(400,000)	(0)	(0.0)
2 一般正味財産	130,724	131,045	129,226	1,819	1.4
一般正味財産合計	130,724	131,045	129,226	1,819	1.4
<b>正味財産合計</b>	<b>530,724</b>	<b>531,045</b>	<b>529,226</b>	<b>1,819</b>	<b>0.3</b>
<b>負債及び正味財産の合計</b>	<b>570,994</b>	<b>570,938</b>	<b>588,700</b>	<b>17,762</b>	<b>3.1</b>

令和2年度末の資産合計は5億8,869万円で、内訳は、流動資産8,862万円及び固定資産5億7万円である。流動資産の主なものは、普通預金6,232万円及び未収

金 1,517 万円で、固定資産は、基本財産 4 億円、特定資産 1 億円、及びその他固定資産 7 万円である。基本財産・投資有価証券 3 億 9,992 万円、特定資産・投資有価証券 1 億円、及びその他固定資産・投資有価証券 7 万円は、いずれも長期国債（10 年）で運用されている。

負債合計 5,947 万円は、全額、流動負債で、主なものは未払金 5,708 万円（指定管理料精算戻入金等）及び受託事業預り金 120 万円（市へ納付する芸術・文化施設使用料）である。

正味財産合計は 5 億 2,922 万円で、内訳は、指定正味財産 4 億円及び一般正味財産 1 億 2,922 万円である。

前年度と比較すると、資産は、普通預金の増等で 1,776 万円（3.1%）増加、負債は、未払金、預り金等の増で 1,958 万円（49.1%）増加、正味財産は、一般正味財産の当期減少額により 181 万円（0.3%）減少している。

## (2) 正味財産増減計算書

令和 2 年度における正味財産の増減内容（収益・費用）及び前年度との比較は、次頁の「正味財産増減計算書年度比較表」のとおりである。

正味財産増減計算書は、正味財産が、事業年度中にどのような原因で増減しているのかを表す書類である。

2 年度では、一般正味財産の経常増減の部で、経常収益 4 億 5,547 万円、経常費用 4 億 5,729 万円、差引、当期経常減少額 181 万円で、この減少額に、期首の一般正味財産残高を加えた一般正味財産期末残高は 1 億 2,922 万円である。さらに、指定正味財産 4 億円（当期増減なし）を加えた正味財産期末残高は 5 億 2,922 万円である。

前年度と比較すると、経常収益では、受取補助金等（市補助金・民間助成金）で 647 万円（3.8%）、雑収益で 282 万円（379.4%）それぞれ増となったものの、自主事業収益で 2,019 万円（44.1%）、受託事業収益で 217 万円（0.9%）それぞれ減となったこと等で、経常収益計で 1,304 万円（2.8%）減少している。

経常費用では、管理費で委託料等の増により 727 万円（11.1%）増となったものの、事業費で光熱水料費等の減により 1,817 万円（4.5%）減となったことで、経常費用計で 1,090 万円（2.3%）減少している。

## (3) 資金収支計算書

令和 2 年度における資金収支の内容及び前年度との比較は、11P「資金収支計算書年度比較表」のとおりである。

正味財産増減計算書は、損益計算ベースで作成され、資金の収入・支出とは一致しない場合（一般的には、固定資産取得費、減価償却費など）があることから、予算・決算を対比する形で資金収支計算書が作成されている。

2 年度では、事業活動収支の部で、事業活動収入 4 億 5,556 万円、事業活動支出 4 億 5,729 万円で、差引、事業活動収支差額 173 万円となり、投資活動収支差額及び財務活動収支差額は 0 円のため当期収支差額も 173 万円である。さらに、期首の繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は 2,915 万円となっている。

正味財産増減計算書 年度比較表

(単位：千円・%)

科 目	元年度	2年度	増減額	増減率
一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	3,261	3,261	0	0.0
基本財産受取利息	3,261	3,261	0	0.0
特定資産受取利息	735	735	0	0.0
特定資産受取利息	735	735	0	0.0
事業収益	295,181	272,809	22,372	7.6
自主事業収益	45,824	25,632	20,192	44.1
総合体育館事業収益	7,008	3,648	3,360	47.9
市民体育館事業収益	1,968	1,104	864	43.9
市民温水プール事業収益	13,926	6,848	7,078	50.8
芸術・文化鑑賞事業収益	9,375	5,091	4,285	45.7
芸術・文化活動育成援助事業収益	8,364	4,303	4,061	48.6
情報事業収益	779	571	208	26.7
その他事業収益	4,403	4,067	336	7.6
受託事業収益	249,357	247,177	2,180	0.9
総合体育館管理運営受託事業収益	57,663	55,482	2,181	3.8
市民温水プール管理運営受託事業収益	84,620	81,686	2,934	3.5
東久代運動公園管理運営受託事業収益	17,305	17,559	254	1.5
みつなかホール管理運営受託事業収益	89,768	86,950	2,819	3.1
事業受託事業収益	0	5,500	5,500	皆増
受取補助金等	168,272	174,742	6,470	3.8
受取地方公共団体補助金	161,755	168,885	7,130	4.4
受取民間助成金	6,517	5,857	660	10.1
受取寄付金	330	360	30	9.1
受取民間寄付金	330	360	30	9.1
雑収益	745	3,573	2,827	379.4
受取利息	1	1	0	39.7
雑収益	744	3,572	2,828	379.9
経常収益計	468,524	455,480	13,044	2.8
(2) 経常費用				
事業費	402,869	384,689	18,179	4.5
人件費	176,739	176,506	232	0.1
委託料	122,990	121,928	1,062	0.9
光熱水料費	52,948	41,041	11,906	22.5
印刷製本費	10,498	9,094	1,405	13.4
その他(上記以外)	39,694	36,120	3,574	9.0
管理費	65,335	72,610	7,275	11.1
人件費	51,483	51,145	338	0.7
委託料	922	6,651	5,730	621.7
その他(上記以外)	12,930	14,814	1,883	14.6
経常費用計	468,203	457,299	10,904	2.3
当期経常増減額	321	1,819	2,140	667.2
2 経常外増減の部				
経常外収益	0	0	0	-
経常外費用	0	0	0	-
当期一般正味財産増減額	321	1,819	2,140	667.2
一般正味財産期首残高	130,724	131,045	321	0.2
一般正味財産期末残高	131,045	129,226	1,819	1.4
指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	-
指定正味財産期首残高	400,000	400,000	0	0.0
指定正味財産期末残高	400,000	400,000	0	0.0
正味財産期末残高	531,045	529,226	1,819	0.3

資金収支計算書 年度比較表

(単位:千円・%)

科 目	元年度	2年度	増減額	増減率
<b>事業活動収支の部</b>				
<b>1 事業活動収入</b>	468,608	455,564	13,044	2.8
基本財産運用収入	3,280	3,280	0	0.0
基本財産運用収入	3,280	3,280	0	0.0
基本財産利息収入	3,280	3,280	0	0.0
特定資産利息収入	800	800	0	0.0
特定資産利息収入	800	800	0	0.0
特定資産利息収入	800	800	0	0.0
事業収入	295,181	272,809	22,372	7.6
スポーツ自主事業収入	26,679	15,149	11,530	43.2
総合体育館事業収入	7,008	3,648	3,360	47.9
市民体育館事業収入	1,968	1,104	864	43.9
市民温水プール事業収入	13,926	6,848	7,078	50.8
その他事業収入	3,777	3,549	228	6.0
スポーツ受託事業収入	159,588	154,727	4,861	3.0
総合体育館管理運営受託事業収入	57,663	55,482	2,181	3.8
市民温水プール管理運営受託事業収入	84,620	81,686	2,934	3.5
東久代運動公園管理運営受託事業収入	17,305	17,559	254	1.5
文化自主事業収入	19,145	10,483	8,662	45.2
芸術、文化鑑賞事業収入	9,375	5,091	4,285	45.7
芸術、文化活動育成援助事業収入	8,364	4,303	4,061	48.6
情報収集提供事業収入	779	571	208	26.7
その他事業収入	627	519	108	17.2
文化受託事業収入	89,768	92,450	2,681	3.0
みつなかホール管理運営受託事業収入	89,768	86,950	2,819	3.1
事業受託収入	0	5,500	5,500	皆増
補助金等収入	168,272	174,742	6,470	3.8
補助金等収入	168,272	174,742	6,470	3.8
市補助金収入	161,755	168,885	7,130	4.4
補助金等収入	6,517	5,857	660	10.1
寄付金収入	330	360	30	9.1
寄付金収入	330	360	30	9.1
民間寄付金収入	330	360	30	9.1
雑収入	745	3,573	2,827	379.4
雑収入	745	3,573	2,827	379.4
受取利息収入	1	1	0	39.7
雑収入	744	3,572	2,828	379.9
<b>2 事業活動支出</b>	468,203	457,299	10,904	2.3
スポーツ自主事業費支出	68,079	61,895	6,184	9.1
総合体育館事業費支出	18,426	16,044	2,382	12.9
市民体育館事業費支出	9,923	9,388	535	5.4
市民温水プール事業費支出	30,410	27,717	2,693	8.9
スポーツグループ育成事業費支出	7,118	7,080	37	0.5
調査研究事業費支出	2,203	1,666	537	24.4
スポーツ受託事業費支出	159,588	154,727	4,861	3.0
総合体育館管理運営受託事業費支出	57,663	55,482	2,181	3.8
市民温水プール管理運営受託事業費支出	84,620	81,686	2,934	3.5
東久代運動公園管理運営受託事業費支出	17,305	17,559	254	1.5
文化自主事業費支出	82,831	73,111	9,719	11.7
芸術、文化鑑賞事業費支出	37,004	31,603	5,401	14.6
芸術、文化活動育成援助事業費支出	42,967	39,065	3,902	9.1
情報収集提供事業費支出	2,860	2,443	416	14.6
文化受託事業費支出	89,768	92,450	2,681	3.0
みつなかホール管理運営受託事業費支出	89,768	86,950	2,819	3.1
事業受託事業費支出	0	5,500	5,500	皆増
管理費支出	67,936	75,115	7,179	10.6
<b>事業活動収支差額</b>	405	1,735	2,140	528.7
<b>投資活動収支の部</b>				
1 投資活動収入	0	0	0	-
2 投資活動支出	0	0	0	-
<b>投資活動収支差額</b>	0	0	0	-
<b>財務活動収支の部</b>				
1 財務活動収入	0	0	0	-
2 財務活動支出	0	0	0	-
財務活動支出計	0	0	0	-
<b>財務活動収支差額</b>	0	0	0	-
予備費	0	0	0	-
当期収支差額	405	1,735	2,140	528.7
期首繰越収支差額	30,485	30,890	405	1.3
次期繰越収支差額	30,890	29,155	1,735	5.6

## 5 市補助金収入

令和2年度の市補助金収入の状況及び過去5か年の比較は、下表のとおりである。

市補助金収入 年度比較表

(単位:千円・%)

区分	年度	28年度	29年度	30年度	元年度 (B)	2年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
スポーツ部門		77,010	77,932	75,963	75,224	79,714	4,490	6.0
芸術・文化部門		86,244	84,150	87,296	86,531	89,171	2,640	3.1
合計		163,254	162,082	163,259	161,755	168,885	7,130	4.4

財団の収益は主に、指定管理における受託事業収益、市補助金、自主事業収益であり、指定管理に係る管理運営受託事業費は最終的に精算処理を行い、指定管理料（受託事業収益）と同額になることから、市補助金は、管理費（指定管理に係る管理運営受託事業費以外の人件費や物件費）や自主事業収支の不足分に対して充当されるものである。

2年度における市補助金収入は部門別に交付されており、合計額は1億6,888万円で前年度に比べ、713万円（4.4%）増加している。

内訳は、スポーツ部門に対する補助金7,971万円（対前年度449万円・6.0%増）及び芸術・文化部門に対する補助金8,917万円（対前年度264万円・3.1%増）である。

増加の主な要因は、2年度において新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大防止による施設休館措置等により自主事業でスポーツ教室の中止や公演の開催中止等による事業収入の減少により、自主事業収支不足分が増加したことのほか、スポーツ部門及び芸術・文化部門ともに、臨時雇賃金が最低賃金額の改定増により増加したこと等によるものである。

## 6 市所管課に係る事業受託収入（指定管理料を除く）

令和2年度の市所管課に係る事業受託収入（指定管理料を除く）の状況及び過去5か年の比較は、下表のとおりである。

市所管課に係る事業受託収入 年度比較表

(単位:千円・%)

受託業務名称	28年度	29年度	30年度	元年度 (B)	2年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
古田敦也メモリアルギャラリー除幕式に係る受託料収入	0	0	30	0	0	0	-
市ゆかりのアーティスト支援業務受託収入	0	0	0	0	5,500	5,500	皆増

2年度における市所管課事業受託収入は550万円で、内容は、市ゆかりのアーティスト支援業務受託収入である。

市ゆかりのアーティスト支援業務は、感染症拡大に伴い、休止していた芸術・文化活動を促進するため、市ゆかりのアーティストによる動画配信及び舞台芸術を通じて、アーティストへの支援及び市民の芸術・文化に触れ合う機会の充実を図ることを目的としている。

2年度は、市から受託し、市ゆかりのアーティストによるYouTube動画配信等を実施している。



## 7 指定管理受託

### (1) 指定管理の状況

令和2年度における財団の指定管理施設は、下表のとおりである。

指定管理施設一覧表

区分	管理施設名称	所在地	指定期間	指定管理者	備考
社会体育施設等	総合体育館	火打1丁目1番4号	平成31年4月1日～ 36年(令和6年)3月31日	公益財団法人 川西市文化・スポーツ 振興財団	使用料徴収及び収 納事務は指定管理 者が行う
	弓道場	火打1丁目1番4号			
	市民温水プール	火打1丁目3番3号			
	東久代運動公園	東久代1丁目14番			
芸術・文化施設	みつなかホール	小花2丁目7番2号			

市は、指定管理施設「社会体育施設等(4施設)及び芸術・文化施設(1施設)」について、平成31年4月1日から36年(令和6年)3月31日の5年間を指定期間として、引き続き財団を非公募により指定管理者として選定している。

指定管理については、市と財団で、社会体育施設等及び芸術・文化施設の基本協定書と、年度協定書を締結している。基本協定書では、指定期間、指定管理に係る業務内容、施設使用料の取扱い等を定め、年度協定書(単年度)では、指定管理料及び支払方法を定めている。

財団は、基本協定書に基づき、各施設利用に係る使用許可事務、使用料の徴収・減免・還付事務のほか、施設の維持管理、施設の設置目的に則した自主事業を実施している。なお、施設使用料は、利用料金制(指定管理者の収入)ではなく、市の収入としている。

### (2) 指定管理料

令和2年度の指定管理料の状況及び過去5か年の比較は、下表のとおりである。

指定管理料(管理運営受託収入) 年度比較表

(単位:千円・%)

施設名	28年度	29年度	30年度	元年度 (B)	2年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
総合体育館 *1	53,920	57,120	57,581	57,663	55,482	2,181	3.8
市民体育館 *2	6,455	-	-	-	-	-	-
市民運動場 *2	4,266	-	-	-	-	-	-
市民温水プール	73,925	85,385	85,157	84,620	81,686	2,934	3.5
東久代運動公園	15,200	16,141	17,166	17,305	17,559	254	1.5
小計	153,766	158,645	159,905	159,588	154,727	4,861	3.0
みつなかホール	73,103	78,562	79,585	89,768	86,950	2,819	3.1
文化会館 *3	41,556	41,792	22,169	-	-	-	-
小計	114,659	120,354	101,754	89,768	86,950	2,819	3.1
合計	268,425	279,000	261,659	249,357	241,677	7,680	3.1

\*1 総合体育館に弓道場の指定管理料が含まれている。

\*2 市民体育館及び市民運動場は平成28年7月末まで財団が指定管理者であり、28年8月1日～48年(令和18年)7月31日の間については、ウェルネスが指定管理者として指定されている。

\*3 文化会館は30年9月末に閉館している。

2年度の指定管理料（管理運営受託収入）の総額は、2億4,167万円で、内訳は、社会体育施設等分1億5,472万円、芸術・文化施設分8,694万円である。

年間の指定管理料は、年度当初に締結する年度協定により決定されるが、最終的には、指定管理に係る経費（管理運営受託事業費）との差額分を精算処理することから、収支同額となっている。

なお、施設の維持管理については、基本協定書のなかで、改築、大規模修繕等は、双方協議の上、市の費用・責任で行うこととし、修繕は、1件30万円未満のものについて財団が自己の費用・責任で実施できると規定している。

### (3) 業務状況等について

施設別の施設使用料及び施設使用人数の年度別推移は、下表のとおりである。

#### ア 社会体育施設等

社会体育施設等 施設使用料

(単位:千円・%)

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	増減(2-元)	増減率
総合体育館 *2	16,189	16,031	15,138	14,336	6,262	8,074	56.3
弓道場 *2	2,220	2,337	2,291	2,266	1,354	912	40.3
市民体育館 *1	1,762	-	-	-	-	-	-
市民運動場 *1	3,509	-	-	-	-	-	-
市民温水プール *2	23,164	23,029	25,510	22,823	10,584	12,240	53.6
東久代運動公園 *2	4,671	4,436	4,601	4,509	2,467	2,043	45.3
合計	51,515	45,834	47,540	43,935	20,666	23,269	53.0

社会体育施設等 施設使用人数

(単位:人・%)

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	増減(2-元)	増減率
総合体育館 *2	180,242	178,810	173,884	159,834	101,655	58,179	36.4
弓道場 *2	18,429	20,290	19,865	19,232	11,019	8,213	42.7
市民体育館 *1	19,827	-	-	-	-	-	-
市民運動場 *1	26,327	-	-	-	-	-	-
市民温水プール *2	102,683	99,440	109,072	101,602	61,346	40,256	39.6
東久代運動公園 *2	102,983	85,259	83,941	89,386	72,714	16,672	18.7
合計	450,491	383,799	386,762	370,054	246,734	123,320	33.3

\*1 市民体育館及び市民運動場は平成28年7月末まで財団が指定管理者であり、28年8月1日～48年(令和18年)7月31日の間については、ウェルネスが指定管理者として指定されている。

\*2 下記は、各年度の修繕等による休止期間は省略し、元年度及び2年度の感染症拡大防止による休止期間を記載している。

元年度	総合体育館・・・休止(2年3月7日～3月31日)閉鎖 弓道場・・・休止(2年3月7日～3月15日)閉鎖 市民温水プール・・・休止(2年3月7日～3月31日)閉鎖 東久代運動公園・・・休止(2年3月7日～3月15日)閉鎖
2年度	総合体育館(研修室除く)・・・休館(2年4月1日～6月14日)閉鎖 (研修室:2年4月1日～4月6日及び6月1日～6月14日は開館) 弓道場・・・休止(2年4月7日～5月31日)閉鎖 市民温水プール(プール室)・・・休止(2年4月1日～6月17日)閉鎖 (会議室:2年4月1日～4月6日及び6月1日～6月17日は開館、軽運動室:6月15日～6月17日は開館) 東久代運動公園・・・休止(2年4月7日～5月31日)閉鎖

令和2年度の社会体育施設等に係る施設使用料(市歳入)は2,066万円で、前年度に比べ2,326万円(53.0%)減少している。

施設使用料の主なものは、市民温水プール1,058万円及び総合体育館626万円である。

施設使用人数は24万6,734人で、前年度に比べ12万3,320人(33.3%)減少している。

施設使用料及び施設使用人数の減は主に、感染症拡大防止による施設休館措置等が影響している。

## イ 芸術・文化施設

### 芸術・文化施設 施設使用料

(単位:千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	増減(2-元)	増減率
みつなかホール *1	23,168	25,646	24,835	18,096	6,861	11,235	62.1
文化会館 *2	14,713	11,727	1,048	-	-	-	-
合 計	37,881	37,374	25,883	18,096	6,861	11,235	62.1

財団の事業報告ならびに収支決算書に基づき作成している。

上表の金額は、過年度及び現年度の還付分を差し引いた金額であり、市の決算額は現年度のみのもので、還付額を差し引いた金額であるため一致しない(過年度還付分は市歳出予算から執行している)。

\*1 元年度 みつなかホール・・・感染症拡大防止のため、休止(2年3月7日～3月31日)閉鎖

2年度 みつなかホール・・・感染症拡大防止のため、休止(2年4月1日～6月14日)閉鎖

\*2 文化会館は平成30年9月末で閉館のため、30年度は4月から9月までの半期である。

### 芸術・文化施設 施設使用人数

(単位:人・%)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	増減(2-元)	増減率
みつなかホール *1	74,798	78,992	81,738	58,079	17,091	40,988	70.6
文化会館 *2	111,946	110,711	22,863	-	-	-	-
合 計	186,744	189,703	104,601	58,079	17,091	40,988	70.6

令和2年度の芸術・文化施設(みつなかホール)に係る施設使用料(市歳入)は686万円で、前年度に比べ1,123万円(62.1%)減少し、使用人数は1万7,091人で、前年度に比べ4万988人減少している。

施設使用料及び施設使用人数の減は、主に社会体育施設等と同様、感染症拡大防止による施設休館措置等が影響している。

## 8 指摘事項等

### 財団

#### (1) 設立目的に対する取り組みについて

財団の設立目的は「川西市における体育・スポーツ及び芸術・文化の振興に関する事業等を行い、心身ともに健全な市民の育成及び個性と魅力あふれる地域文化の創造に寄与すること」を定款に定めている。

引き続き、財団の特徴を活かして柔軟かつ適正な施設管理運営を図るとともに、市民や利用者のニーズ把握を行ったうえで、市民の育成と健康で文化的な地域社会の貢献に努められたい。

#### (2) 財団補助金について

市補助金については、スポーツと芸術・文化部門別に交付申請を行って、交付決定を受けており、令和2年度市補助金収入の状況は、次頁の表のとおりである。

## 市補助金収入の状況(2年度)

(単位:千円)

区分	当初決定額 (A)	支払内訳				精算額 (B)	確定額 (A)+(B)
		第1回	第2回	第3回	第4回		
スポーツ部門	81,714	31,000 (2/4/16)	18,000 (2/7/2)	18,000 (2/10/8)	14,714 (3/1/14)	2,000 (3/5/25)	79,714
芸術・文化部門	97,371	25,371 (2/4/16)	24,000 (2/7/9)	24,000 (2/10/8)	24,000 (3/1/14)	8,200 (3/5/25)	89,171
合計	179,085	56,371	42,000	42,000	38,714	10,200	168,885

各部門の支払内訳の下段( )は、収入日・支払日を記載している。

財団の経費のうち、指定管理に係る管理運営受託事業費(以下「指定管理事業費」という。)は、最終精算により、全額、指定管理料(管理運営に係る受託事業収益)で賄われることから、市補助金については、管理費(指定管理事業費以外の人件費や物件費)のほか、自主事業費のうち自主事業収入等の自主財源で賄いきれない不足額に充当されている。

2年度のスポーツ部門補助金は、当初交付決定額8,171万円を年4回に分割して収入した後、実績報告書作成時の3年4月19日付で5月11日に実績報告書を提出し、精算確定により、5月25日に200万円(当初決定額の2.4%)を市に返還している。

2年度の芸術・文化部門補助金も、当初交付決定額9,737万円を年4回に分割して収入した後、スポーツ部門と同様実績報告書作成時の3年4月19日付で5月11日に実績報告書を提出し、精算確定により、5月25日付で820万円(当初決定額の8.4%)を市に返還している。

スポーツ部門の返還が生じた主な理由は、感染症の影響により自主事業収入が当初予算額の50%以下になったこと、及び国の持続化給付金200万円の交付を受けたこと等によるものである。

芸術・文化部門の返還が生じた主な理由は、感染症拡大防止による自主事業の開催中止(8事業)に伴い公演委託料等多額の不用額が生じたためである。

2年度は感染症拡大の影響という特殊事情により、自主事業中止による多額の不用額が期中に見込まれたものの、決算まで、残りの自主事業の開催の有無について見通せない等、一部やむを得ない状況があったと思われるが、今後においては、年度途中において軽微ではない変更要因が生じた場合は、その都度、市と協議を行ったうえで、市補助金等交付規則第10条に基づいた補助事業等変更申請を行う等、多額の返還金が生じないように留意されたい。

## (3) 指定管理料について

指定管理料については、年度協定書を締結し、スポーツと芸術・文化の部門別に金額と支払日を定めており、令和2年度指定管理料の状況は、次頁の表のとおりである。

指定管理料の状況(2年度)

(単位:千円)

区 分	当初決定額 (A)	支払内訳				精算額 (B)	確定額 (A)+(B)
		第1回	第2回	第3回	第4回		
スポーツ部門	167,629	54,000 (2/4/16)	41,000 (2/7/2)	41,000 (2/10/8)	31,629 (3/1/14)	12,902 (3/5/25)	154,727
芸術・文化部門	94,828	25,828 (2/4/16)	23,000 (2/7/9)	23,000 (2/10/8)	23,000 (3/1/14)	7,878 (3/5/25)	86,950
合 計	262,457	79,828	64,000	64,000	54,629	20,780	241,677

各部門の支払内訳の下端( )は、収入日・支払日を記載している。

スポーツ部門の指定管理料は、当初1億6,762万円を年4回に分割して収入した後、年度終了後の3年5月11日付で市に精算報告書を提出し、精算確定により、5月25日に1,290万円(当初決定額の7.7%)を市に返還している。

芸術・文化部門の指定管理料も、当初9,482万円を年4回に分割して収入した後、年度終了後の3年5月11日付で精算報告書を提出し、精算確定により、5月25日に787万円(当初決定額の8.3%)を市に返還している。

スポーツ部門の返還が生じた主な理由は、市民温水プールで休館に伴う監視員賃金や人事異動等の不用額によるものである。

芸術・文化部門の返還が生じた主な理由は、人件費(職員の中途退職や嘱託採用見送り分)や光熱水料費(天井改修工事に係る施設休館及び感染症拡大防止による貸館中止分)委託料(天井改修工事に係る施設休館に伴う警備業務等)における不用額によるものである。

2年度は感染症拡大の影響という特殊事情により、決算まで、残りの指定管理に係る費用の執行等が見通せない状況であったこと等、一部やむを得ない状況があったと思われるが、今後においては、年度途中において軽微ではない変更要因が生じた場合は、その都度、市と協議を行ったうえで、最終精算において多額の返還金が生じないように留意されたい。

市所管課 文化・観光・スポーツ課

(4) 財団について

財団に対して、適時かつ適切に当該業務や運営状況等に関する報告を求め、必要に応じて施設の目視での確認を行い、調査し指示を行っている。

引き続き、施設の効用を最大限に発揮して、市民の平等な利用を確保しサービスの向上を図らせるとともに、施設の適切な管理及び管理に係る経費の縮減に努めるように指導されたい。

(5) 総合体育館・市民温水プールについて

市民体育館・市民運動場については、平成26年度からPFI事業でウェルネスが施設の建替、維持管理及び運営を行っている。

今後、総合体育館や市民温水プール等の施設の建替えについては、市公共施設等総合管理計画に基づいて検討されたい。また、運営形態については、多様な手法があることから総合的に判断することを合わせて検討されたい。

(6) 使用料減免の取扱いについて（スポーツ部門）

市民温水プールにおける、市内（伊丹市、宝塚市、三田市及び猪名川町を含む。）に住所を有する中学生（以下「中学生」という。）の使用料については、市社会体育施設条例において大人料金と同じになっているが、市社会体育施設使用料減免取扱要領により、半額免除（半額減免）することができると規定されている。

また、減免の手続きについては、市社会体育施設条例施行規則により、「使用料の減免を受けようとする者は、（中略）申請書提出の際、使用料の減免を申請しなければならない。」と規定されている。

しかし、以前より財団は市所管課と協議・調整のうえ、中学生については施設開館当初から身分証等で事前確認を行っておらず、自動券売機において大人、中学生以下（大人の使用料の半額）とボタン表示が区別され、利用者の自己申告により購入できる状態になっており、市社会体育施設条例施行規則等と不整合になっている。

速やかに、市社会体育施設条例施行規則等との整合性を図るように努められたい。

(7) 財団補助金の精算処理等について

財団補助金の精算処理について

15 P (2)に記載のとおり、財団に対する補助金のうち、スポーツ部門については、当初交付決定額 8,171 万円に対し、事業完了後の実績報告書により 200 万円の返還を受け、芸術・文化部門については、当初交付決定額 9,737 万円に対し、事業完了後の実績報告書により 820 万円の返還を受けている。

令和 2 年度は感染症拡大の影響という特殊事情により、自主事業中止による多額の不用額が期中に見込まれたものの、決算まで、残りの自主事業の開催の有無について見通せない等、一部やむを得ない事情があったと思われるが、今後においては、月次の業務実績報告の精査等により、適宜、業務状況の把握を行うことで、軽微ではない変更要因が生じた場合は、財団に対して市補助金等交付規則第 10 条に基づく補助事業の変更申請の提出を求める等、最終精算において、多額の返還金が生じないように留意されたい。

実績報告書について

市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第 14 条第 1 項では、「補助事業等が完了したとき（中略）は、その完了した日から起算して 20 日以内に、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（中略）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。」と規定し、同条第 2 項（以下「2 項」という。）では、「市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の報告の期限を延長することができる。」と規定している。

財団から提出された令和 2 年度の実績報告書については、報告書の日付は報告書作成時の令和 3 年 4 月 19 日付（事業完了日である 3 月 31 日から 20 日以内）であるが、実際には 5 月 11 日に市に提出されている。

提出期限を超えて提出されていることについて、2 項の「やむを得ない理由があると認めるとき」の適用の有無が、決裁文書等において明確になっていない。

2 項の適用となる場合を整理し、適用の場合は決裁文書等で明確にするとともに、適用しない場合については期限内に提出するように財団に指導する等、規則等との整合性を図られたい。

#### (8) 指定管理料の精算処理について

16P(3)に記載のとおり、財団に支払う指定管理料のうち、スポーツ部門については、当初決定額1億6,762万円に対し、精算報告書により1,290万円の返還を受け、文化・芸術部門については、当初決定額9,482万円に対し、精算報告書により787万円の返還を受けている。

補助金と同様、令和2年度は感染症拡大の影響という特殊事情により、決算まで、残りの指定管理に係る費用の執行等が見通せない状況であったこと等、一部やむを得ない状況があったと思われるが、今後においては、月次の業務実績報告の精査等により、適宜、業務状況の把握を行うことで、軽微ではない変更要因が生じた場合は、財団に対して必要に応じて指定管理料の変更協議を行う等、最終精算において、多額の返還金が生じないように留意されたい。

#### (9) 各施設の光熱水費等の業者選定について

各施設の光熱水費(電気・ガス)等について、総合体育館・市民温水プール・みづなホールは指定管理者である財団が予算管理のうえ執行し、また、SPC(特別目的会社)兼指定管理者であるウェルネスとキセラが管理運営している施設(ウェルネス:市民体育館等、キセラ:キセラホール等)は、市が予算管理のうえ執行している。

財団、ウェルネス、及びキセラにおいては、各々光熱水費等の縮減に努めているものの、いずれの施設も、電気・ガスについては小売自由化となった以降も、市の主導により従来からの業者となっており、経済性及び競争性が発揮されているとは言えない状況となっている。

光熱水費(電気・ガス)等における業者選定において、経済性及び競争性を発揮するように努められたい。

## 9 まとめ

財団は、その定款で掲げる目的達成のため、市のスポーツ、芸術・文化関連施設の管理運営の指定管理者として、スポーツ部門においては、スポーツの利用環境を整え、機会と場の提供を行うとともに、スポーツの普及・振興のため、新たにチアダンス、かけっこ教室や、キセラ川西せせらぎ公園でノルディックウォーキングなど、各種スポーツ・振興事業を実施することで、市民スポーツ活動の活性化に寄与している。また、芸術・文化部門においては、ジャンルや年齢層も幅広く楽しんでいただける音楽や舞台芸術の鑑賞機会を提供し、舞台芸術をより親しみやすい形で市民に紹介する事業や、活発な活動を続けている芸術文化団体等の発表の機会や学習の場を提供することなどにより魅力的な文化事業を推進することで地域文化の創造に寄与しており、設立目的に沿って適切な事業運営が行われていることが認められる。

引き続き、経費削減、事務の効率化等に取り組み、市民サービスの向上、公益性を追求した運営に努められたい。

所管課においては、監査の結果、改善を要する事項については、財団に対し適正な対応が図られるよう指導や協議を行うとともに、今後とも適切な事業運営のため、事業の実施状況、経営成績及び財政状態を十分把握し、適切に対応するよう努められたい。

# 川西市スポーツ・ウェルネス 株式会社

## 1 ウェルネスの概要

### (1) 名称、所在地、沿革

- ア 名称：川西市スポーツ・ウェルネス 株式会社
- イ 所在地：川西市中央町7番18号（本社）
- ウ 沿革：平成26年11月7日設立

### (2) 構成（令和3年4月1日現在）

ウェルネスは、市民体育館（向陽台1丁目11番1、34、35及び36）内に事務局を設置し、代表企業：美津濃株式会社、構成員：三井住友建設株式会社、株式会社双葉化学商会、及び<sup>1</sup>三菱HCキャピタル株式会社で構成されている。

#### <sup>1</sup>三菱HCキャピタル株式会社

3年4月1日付で、三菱UFJリース株式会社と（発起時の商号）日立キャピタル株式会社が合併し、合併後の商号を（新商号）三菱HCキャピタル株式会社に変更している。

### (3) 設立目的

- ア 川西市市民体育館等整備・運営事業（以下「本事業」という。）により整備される施設の建設・設計業務
- イ 本事業における開業準備業務
- ウ 本事業における維持管理業務
- エ 本事業における運営業務
- オ 前各号に附帯関連する一切の業務 を営むことを目的にされている。

### (4) 事業目的

川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業要求水準書に示されている事業目的は、下記のとおりである。

川西市市民体育館（以下「市民体育館」という。）は、川西市総合体育館と共に武道及び室内スポーツ推進の一翼を担い、主に市民の日常的な使用に対応する施設として存在しており、今後もスポーツ活動を通じた市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの基盤としていく必要があると考えられる。また、阪神・淡路大震災や先の東日本大震災等を経験した上で、公共施設として、災害時避難や環境配慮等の対応の要請も強くなっている。

そのため、昨今の市の財政状況等を勘案した上で、老朽化が著しい市民体育館の建替えを行うと共に、これまで以上に質の高い市民体育館の実現や財政負担軽減の観点から民間活力の導入を図ることを目的とする。

さらに、本事業において、市民体育館の建替えと共に隣接する川西市市民運動場（以下「市民運動場」という。）の再整備、及び市民体育館と市民運動場敷地内に駐車場の整備を行い、より利便性の高い施設の整備を図ることとする。



(5) 各業務の委託又は請負先

施設整備に係る業務：

三井住友建設株式会社、美津濃株式会社、株式会社昭和設計

維持管理に係る業務：

株式会社双葉化学商会、プラスワン株式会社

運営に係る業務：

美津濃株式会社、ミズノスポーツサービス株式会社

ファイナンシャルアドバイザーに係る業務：

<sup>1</sup>三菱H Cキャピタル株式会社（20Pを参照）

S P C（特別目的会社）事務管理に係る業務：

美津濃株式会社

S P C事務管理に係る業務のうち会計・税務に係る業務：

<sup>2</sup>M H Cトリプルウィン株式会社

<sup>2</sup>M H Cトリプルウィン株式会社

令和元年4月1日付で、日立トリプルウィン株式会社は、（発起時の商号）日立キャピタル信託株式会社の地位を継承している。

さらに、3年7月1日付で、経営統合に伴い、日立トリプルウィン株式会社から（新商号）M H Cトリプルウィン株式会社に商号を変更している。

## 2 市との関係

(1) P F I事業の状況

事業期間は、平成26年度から令和18年度までで、市が設置している社会体育施設2施設（市民体育館、市民運動場）について、市から指定管理者制度に基づく指定管理者の指定（地方自治法第244条の2第3項）を受けている。

ウェルネスの指定管理施設は、下表のとおりである。

指定管理施設一覧表

管理施設名称	所在地	指定期間	備考
市民体育館	向陽台1丁目11番地の1	平成28年8月1日～ 48年(令和18年)7月31日	使用料徴収及び収納事務は 指定管理者が行う
市民運動場	向陽台1丁目11番地の2		

指定管理施設は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく市市民体育館等整備に伴うP F I事業に対して選定されたウェルネスが施設の整備を行ったうえで、指定管理者として指定され、施設の維持管理・運営を行っている。

市と代表企業（美津濃株）及び各構成員（三井住友建設株、株双葉化学商会、<sup>1</sup>三菱H Cキャピタル株）で基本協定書を締結している。基本協定書では、事業期間、特別目的会社の設立、事業契約の締結に向けての取扱い等を定めている

（1は、20Pを参照）。

また、市とウェルネスで、施設の整備及び維持管理・運営等に関する契約書を締結している。

維持管理・運営に関する年度別協定書（単年度）では、契約書に基づき、業務の内容、業務の実施に要する経費（維持管理・運営費）等を定めている。

なお、施設使用料は、利用料金制（指定管理者の収入）ではなく、市の収入としている。

## (2) PFI事業委託料

令和2年度のPFI事業委託料（維持管理・運営費等）総額は9,445万円で、内訳は施設整備等の割賦支払分は2,907万円、維持管理・運営費相当分は6,538万円である。

なお、過去5か年の比較は、下表のとおりである。

PFI事業委託料

(単位:千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	増減(2-元)	増減率
施設整備等	1,026,569	-	-	-	-	-	-
割賦	2,363	29,032	29,044	29,057	29,070	13	0.0
維持管理・運営	35,649	46,356	61,865	62,765	65,380	2,615	4.2
合 計	1,064,581	75,388	90,909	91,822	94,449	2,627	2.9

## (3) 業務状況等について

施設別の施設使用料及び施設使用人数の過去5か年の比較は、下表のとおりである。

施設使用料

(単位:千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	増減(2-元)	増減率
市民体育館	8,855	15,476	15,813	14,859	7,006	7,853	52.8
市民運動場	6,377	10,157	9,852	9,741	5,764	3,976	40.8
合 計	15,232	25,633	25,666	24,600	12,771	11,829	48.1

施設使用人数

(単位:人・%)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	増減(2-元)	増減率
市民体育館	91,181	133,889	148,061	140,879	100,025	40,854	29.0
市民運動場	66,357	59,422	63,688	62,373	55,675	6,698	10.7
合 計	157,538	193,311	211,749	203,252	155,700	47,552	23.4

\* 平成28年度の市民体育館については、8月1日より施設建替え後の利用状況を反映している。

\* 令和元年度の市民体育館・市民運動場については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止(2年3月7日～3月15日)閉鎖している。

## 3 事業概要

令和2年度の各施設と主な自主事業は、下記のとおりである。

- (1) 市民体育館（トレーニング室、主競技場、武道場、会議研修室、多目的運動室）
- (2) 市民運動場（テニスコート、野球場兼運動場）
- (3) 自主事業：きんたくんクラブ、卓球スクール、バドミントンスクール、新体操教室、美活ヨガ教室、フラダンス教室、テニススクール、サッカースクールなど

## 4 指摘事項等

### ウェルネス

#### (1) 使用料収入の会計処理について

施設利用者から現金で徴収した使用料は、会計帳簿と照合し金庫で保管して、通常であれば翌日にその現金を金融機関で市へ納付するという事務を行っているが、日々の現金の財務会計処理（仕訳）を行っていないため、財務諸表に計上されていなかった。

会計帳簿と財務諸表との整合を図り、適正な会計処理を行うように改められたい。

### 市所管課 文化・観光・スポーツ課

#### (2) ウェルネスの管理運営について

月1回、ウェルネスと運営維持管理会議を開催し、当月の運営状況、必要事項等の報告を求め、状況に応じて施設の目視での確認を行い、調査し指示を行っていた。

引き続き、施設の利用状況に注意を払い、利用促進を図るとともに、効率的な管理及び運営が図られるように努められたい。

## 5 まとめ

ウェルネスは、市のスポーツの利用環境整備を行い、機会と場の提供を行うとともに、スポーツ普及・振興のため、各種スポーツ・振興事業を実施するとともに、市の体育施設の管理運営の指定管理者として市民福祉の向上に寄与している。今後も適切な維持管理を続け、経営の柔軟性を発揮し事業効果を向上させるために、管理運営方針に基づき、「安全、快適、平等」な運営を第一に、民間ならではのサービスと子どもから高齢者まで多世代に対応した様々なプログラムを展開し、市のスポーツ振興と市民の健康増進に貢献し、利用者増につながるよう努められたい。

所管課においては、監査の結果、改善を要する事項については、ウェルネスに対し適正な対応が図られるよう指導や協議を行うとともに、今後とも適切な事業運営のため、事業の実施状況、経営成績及び財政状態を十分把握し、適切に対応するよう努められたい。

# 川西市低炭素型複合施設 P F I 株式会社

## 1 キセラの概要

### (1) 名称、所在地、沿革

- ア 名称：川西市低炭素型複合施設 P F I 株式会社
- イ 所在地：川西市火打 1 丁目 12 番 16 号（キセラ川西プラザ内に事務所を設置）
- ウ 沿革：平成 27 年 7 月 29 日設立

### (2) 構成（令和 3 年 4 月 1 日現在）

キセラは、平成 30 年 4 月 1 日に旧市文化会館内に開業準備室を開設し、同年 9 月 10 日にキセラ川西プラザ（火打 1 丁目 12 番 16 号）内に事務所を移転した。

キセラは、代表企業：<sup>1</sup>三菱 H C キャピタル株式会社、構成員：株式会社奥村組、<sup>2</sup>株式会社 J T B コミュニケーションデザイン、及び太平ビルサービス株式会社で構成されている。

#### <sup>1</sup>三菱 H C キャピタル株式会社

3 年 4 月 1 日付で、（発起時の商号）三菱 U F J リース株式会社と日立キャピタル株式会社が合併し、合併後の商号を（新商号）三菱 H C キャピタル株式会社に変更している。

#### <sup>2</sup>株式会社 J T B コミュニケーションデザイン

平成 28 年 4 月 1 日付で、J T B グループ法人事業における機能拡大を目的に、グループ 4 社を再編し、（発起時の商号）株式会社 J T B コミュニケーションズを存続会社とする（新商号）株式会社 J T B コミュニケーションデザインを設立している。

### (3) 設立目的

- ア 川西市低炭素型複合施設に伴う P F I 事業（以下「本事業」という。）に関する施設の整備に関する業務
- イ 本事業に係る施設の開業準備に関する業務
- ウ 本事業に係る維持管理に関する業務
- エ 本事業に係る施設の運営に関する業務
- オ 本事業に係る附帯施設に関する業務
- カ 上記各号に附帯又は関連する一切の業務 を営むことを目的にされている。

### (4) 事業目的

川西市低炭素型複合施設整備に伴う P F I 事業要求水準書（平成 27 年 4 月 14 日再修正版）に示されている事業目的は、下記のとおりである。

市では、第 5 次川西市総合計画に基づき、市民ニーズへの対応、資産の有効活用等の観点から、公共施設再配置計画を策定し、推進しているところである。本事業は、同計画のうち、施設の耐震性・老朽化の問題から建替えが必要な「文化会館」、「中央公民館」及び「ふれあいプラザ」と、中央北地区土地画整理事業の実施にあたり、移設の必要がある福祉関連施設を包含した施設の整備・運営を行うものである。

本事業の実施にあたっては、市が定めた「川西市中央北地区低炭素まちづくり計

画」に基づき、エネルギーの効率的利用等、今後の市の低炭素社会構築のモデル化に資する配慮と、キセラ川西の新たなまちづくりにおけるにぎわい創出に資する配慮が求められる。

本事業は、民間事業者のノウハウ及び資金を活用し、効率的かつ効果的な低炭素型複合施設の整備・運営の実施並びに魅力ある中心市街地の形成を行うことを目的とする。

(5) 各業務の委託又は請負先

施設整備に係る業務：

株式会社大建設、株式会社奥村組

維持管理に係る業務：

太平ビルサービス株式会社、

<sup>2</sup>株式会社 J T B コミュニケーションデザイン（24P を参照）

運営に係る業務及び附帯施設整備運營業務：

株式会社 J T B コミュニケーションデザイン、太平ビルサービス株式会社

S P C（特別目的会社）管理に係る業務：

<sup>1</sup>三菱 H C キャピタル株式会社（24P を参照）

## 2 市との関係

(1) P F I 事業の状況

市が設置しているキセラ川西プラザは、平成 29 年 4 月から工事に着手し、30 年 8 月に完成、同年 9 月 25 日に開館した。キセラは下表の指定期間において、市から指定管理者制度に基づく指定管理者の指定（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）を受けている。

キセラの指定管理施設は、キセラ川西プラザ及びキセラホールである。

キセラ川西プラザは文化施設（文化棟）と、福祉・保健・公民館機能の施設（福祉棟）の 2 棟で構成され、文化棟には、キセラホール（楽屋、大会議室、多目的スタジオ A・B）、福祉棟には共用会議室がある。

キセラはキセラホール等使用料、共用会議室使用料、市有地である駐車場の使用料の徴収及び収納事務を市より委託されている。駐車場使用料について、市とキセラは事業用定期借地権設定契約を締結し、キセラが附帯事業として事業者へ転貸しており、キセラを経由して市に納入されているものである。

キセラの指定管理施設の詳細は、下表のとおりである。

指定管理施設一覧表

管理施設名称	所在地	指定期間	備考
キセラ川西プラザ	火打1丁目12番地内	平成30年9月25日～ 50年(令和20年)3月31日	使用料徴収及び収納事務は 指定管理者が行う
キセラホール		平成30年11月3日～ 50年(令和20年)3月31日	

指定管理施設は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく市低炭素型複合施設整備に伴う P F I 事業に対して選定されたキセラが

施設の整備を行ったうえで、指定管理者として指定され、施設の維持管理・運営を行っている。

市と代表企業（<sup>1</sup>三菱HCキャピタル(株)、<sup>2</sup>各構成員（(株)奥村組、(株)JTBコミュニケーションデザイン、太平ビルサービス(株)）で基本協定書を締結している。基本協定書では、事業期間、特別目的会社の設立、事業契約の締結に向けての取扱い等を定めている（<sup>1</sup>・<sup>2</sup>は、24Pを参照）。

また、市とキセラで、施設の整備及び維持管理・運営等に関する契約書を締結している。

維持管理・運営に関する年度別協定書（単年度）では、契約書に基づき、業務の内容、業務の実施に要する経費（維持管理・運営費）等を定めている。

なお、施設使用料は、利用料金制（指定管理者の収入）ではなく、市の収入としている。

## (2) PFI事業委託料

令和2年度のPFI事業委託料（維持管理・運営費等）総額は2億4,497万円で、内訳は施設整備等の割賦支払分9,155万円、維持管理・運営費相当分1億5,342万円である。

なお、過去5か年の比較は、下表のとおりである。

PFI事業委託料

（単位：千円・％）

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	増減(2-元)	増減率
施設整備費	110,079	2,027,067	2,660,925	-	-	-	-
施設整備費等(割賦)	0	0	23,048	91,456	91,552	96	0.1
維持管理・運営費	0	0	58,764	152,164	153,427	1,263	0.8
合 計	110,079	2,027,067	2,742,737	243,620	244,979	1,359	0.6

## (3) 業務状況等について

施設別の施設使用料及び施設使用人数の過去3か年の比較は、次頁の表のとおりである。

施設使用料

(単位:千円・%)

区 分	30年度	元年度	2年度	増減(2-元)	増減率
キセラホール使用料	3,843	19,171	11,627	7,544	39.4
行政財産使用料 【共用会議室(全4室)】	65	77	60	17	22.3
駐 車 場	8,009	15,246	12,500	2,746	18.0
合 計	11,917	34,494	24,187	10,307	29.9

キセラの施設運営業務年間報告書に基づき作成している。

上表のキセラホール使用料は、過年度及び現年度の還付分を差し引いた金額であり、市の決算額は現年度のみのもので還付額を差し引いた金額であるため一致しない(過年度還付分は市歳出予算から執行している。)

\* 平成30年度:10月1日～31年3月31日の期間である。

\* 令和元年度:キセラホール全施設:新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止(2年3月7日～3月31日)閉鎖している。

\* 2年度:大会議室、多目的スタジオ:新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止(2年4月1日～5月31日)閉鎖している。  
ホール:新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止(2年4月1日～6月14日)閉鎖している。

施設使用人数

(単位:人・%)

区 分	30年度	元年度	2年度	増減(2-元)	増減率
ホ ー ル ( 楽 屋 含 む )	29,567	60,897	22,382	38,515	63.2
大 会 議 室	4,944	17,452	8,763	8,689	49.8
多 目 的 ス タ ジ オ A	3,340	11,122	6,919	4,203	37.8
多 目 的 ス タ ジ オ B	3,196	9,996	7,255	2,741	27.4
共 用 会 議 室 ( 全 4 室 )	10,154	20,863	13,523	7,340	35.2
合 計	51,201	120,330	58,842	61,488	51.1

### 3 事業概要

令和2年度の各施設の主な事業は、下記のとおりである(2年度 運営業務/維持管理業務年間報告書より抜粋)。

(1) 文化関連施設運営業務

- ・ 庶務業務

- ・ 貸館業務[ホール(楽屋含む)、大会議室、多目的スタジオA・B、共用会議室]

(2) 福祉棟施設運営業務

- ・ フリースペース・ライブラリーコーナー運営

- ・ 会議スペース運営業務

(3) エリアマネジメント業務

- ・ 主催イベント

- ・ 市民ボランティア、地域事業者との連携

(4) 自主事業及び芸術・文化鑑賞事業

- ・ 自主事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催中止。

- ・ 芸術・文化鑑賞事業は実施なし。

(5) 危機管理、コンプライアンス管理、組織運営等への取り組み

## 4 指摘事項等

### キセラ

#### (1) 維持管理業務について

維持管理業務については、要求水準書で、「事業者は維持管理業務に関する日報、月報、四半期報、及び年度総括報を維持管理業務報告書として作成し、市に定期的に報告すること。」と定められ、契約書の事業者の行う業務(セルフモニタリング)で、日常モニタリングの事業者の行う業務として「事業者は、毎営業日、自らの責任により日常モニタリングを行う。事業者は、モニタリング結果に基づき、業務日誌を毎営業日、作成する。」と定められている。

また、維持管理業務の日報は、キセラ川西プラザ維持管理業務モニタリングチェックシート(セルフモニタリング/日常・随時)において、次頁の表のとおり要求水準書に基づく項目が列挙されている。

#### 日報について

令和3年12月分の維持管理業務に関する日報(設備業務管理日報)を確認したところ、日報様式に要求水準書の項目の一つである「環境衛生管理業務」に関する記載がない。「環境衛生管理業務」のセルフモニタリング実施状況を確認したところ、キセラより実施しているとの回答があったものの、「環境衛生管理業務」の実施状況が日報で明確になっていないことから、セルフモニタリングが漏れなく実施されていることを明確にするためにも、日報の項目等が要求水準書に対応するよう、検討を加えられたい。

#### 維持管理業務に係る再委託の通知について

維持管理業務の一つである「環境衛生管理業務」の業務内容は、要求水準書において、『「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて、建築物環境衛生管理技術者を選任し、公共施設の環境衛生管理を行うこと。』と規定されている。

また、キセラと市が締結している市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業契約書第43条第2項(以下「契約書」という。)において、「維持管理受託者が事業者から委託を受け又は請け負った維持管理業務の一部について、さらにその他の維持管理再受託者にその一部を委託し又は下請けを行わせるときは、事業者は、維持管理受託者から業務を受託する維持管理再受託者の名称を各業務の業務開始日の30日前までに市に通知するよう努めるものとする。但し、いかなる場合であっても、維持管理再受託者の名称を当該業務の業務開始日までに市に通知しなければならない。(以下省略)」と規定されている。

要求水準書に規定されている建築物環境衛生管理技術者の選任状況をキセラに確認したところ、屋号及び氏名の回答があった。しかし、キセラから市に通知されている「維持管理業務第三者委託リスト」を見ると当該屋号等の記載がなかったため、再度、キセラに対し維持管理再委託者の市への通知状況を確認したところ、通知手続きが行われていなかったとの回答があった。

今後は契約書等に則った適正な事務手続きに留意されたい。



キセラ川西プラザ 維持管理業務モニタリングチェックシート（セルフモニタリング/日常・随時）一部抜粋

	項目		内容	確認方法 (参照先)
2	点検及び故障等への対応	体制	点検及び故障等への対応は、計画書に従い実施しているか。	日報
4	建築物等保守管理業務	建築物	建築物等の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、点検、保守、修繕を実施しているか。	日報
5	建築設備等保守管理業務	建築設備	建築設備等の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、点検、保守、修繕を実施しているか。	日報
6	舞台設備保守管理業務	舞台設備	舞台設備等の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、点検、保守、修繕を実施しているか。	日報
7	駐車場設備保守管理業務	駐車場設備	駐車場設備等の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、点検、保守、修繕を実施しているか。	日報
9	外構施設保守管理業務	外構	外構施設等の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、点検、保守、修繕を実施しているか。	日報
10	環境衛生管理業務	環境衛生	点検、保守等により施設等の機能と環境を維持し、結果に基づき適切な改善を実施しているか。	日報
11	清掃業務	清掃	清掃業務により施設等の機能と快適な環境を提供しているか。	日報
16	警備業務	警備	業務の対象となる施設全般を保全し、施設利用者の安全を守り、サービスの提供に支障を及ぼさないよう、警備業法を遵守し、適切な防犯・防災警備を実施しているか。	日報

(2) 使用料預り金について

キセラホール使用料及び行政財産使用料(共用会議室)(以下「使用料」という。)は、施設利用者から使用料(現金)を構成企業である(株)JTBコミュニケーションデザイン(以下「デザイン」という。)が収受した後、キセラの銀行口座へ入金し、その口座から市に納付する流れになっている。

令和2年度末(3年3月分)の使用料預り金は1,590,310円(内訳:キセラホール使用料1,583,580円、行政財産使用料(共用会議室)6,730円)であるが、キセラの預り金口座の3年3月31日現在の残高は、1,059,853円(利息23円を含む)となっており530,480円差異が生じている。

この理由は、3月31日の営業終了後(22時)は、金融機関は既に閉店しており、デザインで現金保管及び仕訳(使用料預り金として帳簿管理)しているが、キセラでは仕訳していないためである。

使用料収入の徴収及び収納事務について、デザインはキセラから委託されているとは言え別事業者であることから、キセラがデザインに市の使用料預り金を預けているということを明確にするために、キセラで仕訳(帳簿管理)を行うよう改善を図りたい。

参考

《現在の仕訳(令和3年3月31日の使用料預り金530,480円)》

デザインの仕訳

R3.3.31 (借方)現金 (貸方)預り金(キセラからの預り金) 530,480円

R3.4.1 (借方)預り金(キセラからの預り金) (貸方)現金 530,480円

《あるべき仕訳》

デザインの仕訳は上記と同じ。

キセラの仕訳例

R3.3.31

(借方)預け金(市の使用料をデザインに預けている) (貸方)市からの預り金 530,480円

R3.4.1

(借方)現金 (貸方)預け金(デザインへの預け金) 530,480円

(借方)普通預金 (貸方)現金 530,480円

R3.4.9(市への入金時)

(借方)市からの預り金 (貸方)普通預金 530,480円

24Pのとおりグループ再編により(株)JTBコミュニケーションデザインへ商号変更しているが、会計システムは(株)JTBコミュニケーションズになっている。

## 市所管課 文化・観光・スポーツ課

### (3) キセラの管理運営について

月1回、市はキセラと関係者協議会(運営部会)を開催し、当月の運営状況、必要事項等の報告を求め、状況に応じて施設の目視での確認を行い、調査し指示を行っている。

引き続き、利用状況及び施設の管理運営状況に注意を払い、利用促進を図るとともに、効率的な管理運営が図られるように努められたい。

### (4) キセラの維持管理業務について

#### 日報について

28P(1)に記載のとおり、「環境衛生管理業務」のセルフモニタリング実施状況を確認したところ、キセラより実施しているとの回答があったが、「環境衛生管理業務」の実施状況が日報で明確になっていない。

セルフモニタリングが要求水準書等に則って漏れなく実施されているのかについて、市においても日報等で確認するように努められたい。

#### 維持管理業務に係る再委託の通知について

28P(1)に記載のとおり、要求水準書に規定されている建築物環境衛生管理技術者の選任状況をキセラに確認したところ、屋号及び氏名の回答があった。

しかし、契約書に基づく維持管理再委託者の市への通知手続きがされているか再度キセラに確認したところ、通知手続きが行われていなかったとの回答があった。

今後はキセラに対し、契約書等に定められた業務を確実に遂行しているか確認を行い、不備がある場合は改善するように努められたい。

## 5 まとめ

キセラにおいては、管理運営業務について、令和2年度は、感染症の影響により、施設の臨時休館や事業の中止・延期対応、それらに付随する施設利用者に対しての利用自粛や制限等の案内の対応等、政府から発信される情報や市の方針等、情報収集に努め、公共ホールとしての感染症対策を適切に講じることで、施設利用者が安心して利用できるホールの環境づくりに取り組んでいる。

今後も適切な管理運営業務を続け、経営の柔軟性を発揮し事業効果の向上に努められたい。

所管課においては、事業期間中、キセラが契約書等に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書を満たすことを確認するためモニタリングを実施することになっている。

要求水準に達成しない場合はPFI事業委託料（サービス購入費）に影響することから、キセラの業務遂行状況及びセルフモニタリング実施内容について、契約書や要求水準を満たしているかのモニタリングを確実にを行い、不備がある場合は改善を求めよう努められたい。

維持管理業務及び使用料等の公金の会計処理等においても、必要に応じてキセラに対し適正な対応が図られるよう指導や協議を行うとともに、今後とも、事業の実施状況、経営成績及び財政状態を十分把握し、適切に対応するよう努められたい。